

人事採用担当者様

東海学園大学 キャリア開発センター

## 求人依頼について

平素は本学学生の採用につきまして格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。  
本学の求人について、インターネットによる「求人NAVI」より随時受け付けております。  
下記ホームページよりお申し込み下さいませ。

<http://www.kyujin-navi.com/uketsuke/>

### ◇求人申し込みについて

「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）の施行により、  
本学への求人申し込みにおきましては、「自己申告書」の提出が必要となります。  
求人のお申し込みにつきましては、「求人票」、「自己申告書」の2点をご提出  
いただきますようお願いいたします。

併せて、会社説明会やセミナー等の開催についても、ご連絡いただきましたら  
積極的に掲示させていただきます。どうぞご利用下さいませ。

#### 連絡先

Mail の場合：shushoku@tokaigakuen-u.ac.jp

FAX の場合：(052) 804-1137

平成 31 年 1 月吉日

採用ご担当者様

東海学園大学  
キャリア開発センター

## 2019年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についての御願い

貴社におかれましては、ますます御健勝のことと御慶び申し上げます。また、平素より本学学生の就職に関して御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、就職・採用活動につきましては、早期化・長期化を是正して大学等における学生の学修環境を確保し、社会に貢献できる人材を育成するという観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会<sup>1</sup>が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

そして、2018年3月12日に一般社団法人日本経済団体連合会（以下、「経団連」）が「採用選考に関する指針」を発表したことを踏まえ、3月30日、就職問題懇談会は、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。さらに、4月3日には、政府関係府省からも経済団体・業界団体の長（443団体）に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています<sup>2</sup>。

このような状況にあって、本学においても、就職・採用活動の秩序を維持し正常な学校教育と学生の学修環境を確保すべく、就職問題懇談会の「申合せ」に基づいて2019年度卒業・修了予定者の就職・採用選考活動への対応を行ってまいります。

つきましては、貴社におかれましても、就職・採用活動時期の遵守や適切なインターンシップの実施等、秩序ある活動が大学における優れた人材の育成につながることを十分に御理解いただき、積極的な御協力を何卒よろしく御願い申し上げます。

2019年度就職問題懇談会申合せについて（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/1403133.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1403133.htm)

---

<sup>1</sup> 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和28年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。

（構成団体）一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

<sup>2</sup> 「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）」（平成30年4月3日）

官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/henkou/h300403.html>

# 年度東海学園大学求人票

住所	
社名	

※下の太枠は記入しないでください。

受付方法			
業種コード		受付番号	
受理日		パンフ	有・無

代表者	(役職名: )	最寄の交通機関・駅				
TEL( )	-	FAX( )	-			
HP						
事業内容						
支店・営業所・工場						
設立	年 月	系列				
株式	[東証・名証]	1部 2部 その他上場	店頭 非公開			
資本金	億 万円	年商	億 万円			
採用条件	職 種	求人数	勤務予定地			
		名	本社 愛知 岐阜 三重 静岡 全国有り その他( )			
		名	本社 愛知 岐阜 三重 静岡 全国有り その他( )			
		名	本社 愛知 岐阜 三重 静岡 全国有り その他( )			
勤務時間	平日: 午前 時 分 ~ 午後 時 分	休日	週休2日制 ( 完全 隔週 = 月 回 )	院卒	可 否	
	土曜: 午前 時 分 ~ 午後 時 分		年間休日数( )日	既卒	可 否	
	その他( )			車通勤	可 否	
			その他( )	自宅外	可 否	
初任給 ( 年 4月実績)	職 種	基本給	手当	手当	手当	総計
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
通勤費	1. 全額 2. その他( 円まで支給)	賞与	年 回 計約 ヶ月	昇給	年 回	
採用試験等	提出書類	履歴書 卒業見込証明書 成績証明書 健康診断書 その他( )				
	試験内容	書類選考 筆記[ 一般常識 論作文 他( ) ] 適性検査 面接 健康診断				
	会社説明会	日程: 月 日 時~(会場 )	試験	日程: 月 日 時~(会場 )		
	会社説明会	日程: 月 日 時~(会場 )	試験	日程: 月 日 時~(会場 )		
	応募方法	1. 書類送付 2. 電話 3. 自社HP 4. 就職情報サイト( ) 5. その他( )				
	書類提出・連絡先	〒 -				
人事担当者	部課:	役職名:				
	氏名:	フリガナ:				
	メールアドレス:					
インターンシップの実施	有 無		実施時期 [ 月 ]			

# 自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。  
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

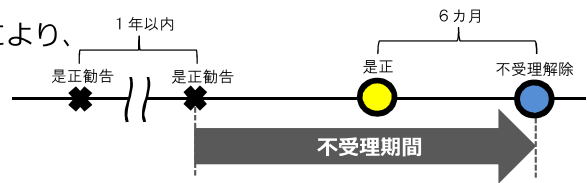
## チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280127派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

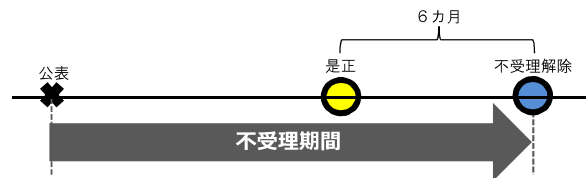
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



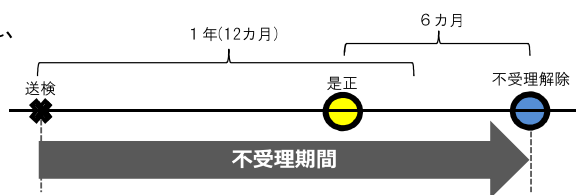
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。

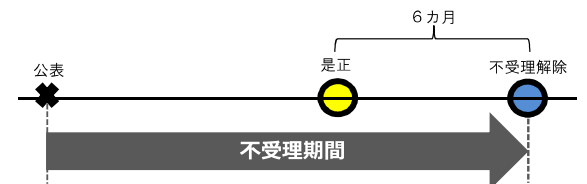


### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



### 3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①労働基準監督署による是正勧告、  
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。